

## 静岡県くみあい商品券の表示・情報提供事項及び利用者保護措置

### 1 前払式支払手段情報提供事項

- (1) 発行者：静岡県経済農業協同組合連合会
- (2) 商品券の種類：静岡県くみあい商品券（500円券、1000円券）
- (3) 使用期限：使用期限はございません
- (4) 使用できる施設又は場所の範囲：  
別紙一覧記載の店舗及び静岡県内農協の店舗と県内農協関連会社の店舗  
引き換えできない店舗・商品もありますので、最寄りの店舗にご確認ください。  
静岡県以外では使用できません。
- (5) 利用上の注意：  
商品券は現金と等価で利用できます。  
商品券は現金との引き換えは致しません。（但し、法令で定める場合を除きます）  
商品券のご利用に際して、つり銭はできません。  
商品券のミシン目を切り取った場合、ご利用いただけません。  
発行年月日・取扱者印のない場合は使用できません。  
商品券を直接機械照合致しますので、汚したり、折り曲げ、字句のご記入等はしないでください。

### 2 相談窓口

- (1) 所在地： 〒422-8620 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8番1号
- (2) 連絡先電話番号： 054-284-9740 くらし支援部 生活葬祭課  
お問い合わせ時間は9時～16時半（土日祝・年末年始を除く）

### 3 利用者資金の保全方法

- (1) 資金決済法14条1項の規定の趣旨：  
前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。
- (2) 資金決済法31条1項に規定する権利の内容：  
万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることが出来ます。
- (3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：  
本会の利用者資金の保全方法は次のとおりです。  
国債による供託、金銭による供託

### 4 無権限取引\*により発生した損失の補償等の対応方針

\*利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

- (1) 本会は、静岡県くみあい商品券の紛失、盗難等により、利用者が生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。